（無線局運用規則の一部改正）

第三条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特別業務の局及び標準周波数局の運用） **第百四十条**　特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局（無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。次条において同じ。）及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）及び標準周波数局の運用に関する次に掲げる事項は、告示する。 ［一～三　略］	（特別業務の局及び標準周波数局の運用） **第百四十条**　特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局（無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。次条において同じ。）、道路交通情報通信を行う無線局（設備規則第四十九条の二十二に規定する無線局をいう。）及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）及び標準周波数局の運用に関する次に掲げる事項は、告示する。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（無線設備規則の一部改正）

第四条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次 第一章～第三章　［略］ 第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件 ［第一節～第四節の十七の二　略］ ［第四節の十八及び第四節の十九　削除］ ［第四節の十九の二～第九節　略］ 第五章　［略］ 附則	目次 第一章～第三章　［同上］ 第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件 ［第一節～第四節の十七の二　同上］ ［第四節の十八　削除］ ［第四節の十九　道路交通情報通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十二）］ ［第四節の十九の二～第九節　同上］ 第五章　［同上］ 附則
（空中線電力の許容偏差） **第十四条**　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	（空中線電力の許容偏差） **第十四条**　［同上］

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～十八　略］	［略］	［略］

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～十八　同上］	［同上］	［同上］